対象:小学生•中学生



こどもの通院にかかる渡船運賃補助制度



お子さまが船舶を利用して通院した場合の運賃を補助いたします。この制度は保護者の 子育てにかかる経済的負担を軽減することを軽減することを目的としています。 は、離島割引適用後の額となります。

⊕制度内容について⊕

助成対象者	子供医療費助成金受給資格を有して おり、受給者証の交付を受けている児 (小学1年生から中学3年生まで)
補助の対象となる船航路	竹富町内の各島発往復船航路
補助金の申請方法	「こどもの通院にかかる渡船運賃補助金交付申請書兼請求書」に医療機関が発行した領収書(原本)を添付して提出してください。

※「こどもの通院にかかる渡船運賃補助金交付申請書兼請求書」は、竹富町役場 福祉支 援課または、各出張所、竹富町ホームページに設置しています。

⊕注意点⊕

- 付き添いの方(保護者)の船賃は、補助の対象となりません。
- 小学校就学前のお子さまは、運賃が発生しませんので補助の対象となりません。
- 船舶利用の確認は、病院が発行した領収書で行います。船会社で領収書を発行しても| らう必要はありません。
- ④ 診療内容が保険外(歯の矯正、予防接種 など)であっても、補助対象となります。 ⑤ 里帰り先や旅行先で受診した場合の通院分については、渡船運賃補助の対象となりま
- せ<u>ん。</u>

◎渡船運賃補助に関するお問い合わせ先◎ 〒907-8503 石垣市美崎町11番地1 竹富町役場 福祉支援課 こども医療費助成担当 **2**0980-82-6191

